

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を 改正する省令についての概要

令和 8 年 7 月
総 務 省

1 改正の趣旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定めるもの。

2 改正の内容

農林業センサスの結果が令和 8 年 3 月 31 日に公表されたことに伴い、所要の措置を講ずる。

3 施行期日

公布の日から施行する。